

若者と考える自殺予防普及啓発事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県では、「三重県自殺対策行動計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざす中で、近年の自殺者数は、減少傾向にある。

40歳未満の若年層の自殺者数は横ばいであったが、自殺者全体に占める若年層の割合が、令和2年において令和元年より増加している。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、心身の健康問題、経済・生活問題などが重なり自殺リスクが高まっている。特に、若者は人とのつながりが希薄となり、孤立感を抱えやすい状況にあることから、若者がこころの健康やよりよく生きることに関心を持ち、必要な時に支援を求めることや、必要な人を支援につなぐことができるよう理解の促進を図ることが必要である。

本事業は、若者の視点による啓発動画の作成や啓発イベントの実施をとおして、若者がこころの健康について学び、生きることの素晴らしさに気づく機会を創出するとともに、若年層への効果的な自殺予防普及啓発をめざすものである。

2 契約期間

契約日から令和4年3月31日（木）までとする。

3 業務内容

若者による検討会を立ち上げ、若者の視点による啓発動画を作成するとともに、作成した動画を活用して、啓発イベントを実施する。

(1) 高校生及び大学生などによる検討会の設置

ア 検討会の設置

- ・ 高校生及び大学生などの若い世代（10～20代）への呼びかけを行い、10名程度が参加する検討会の組織を立ち上げること。

イ 開催回数

- ・ 検討会は、8回以上開催すること。

ウ 検討内容

- ・ 啓発動画や啓発イベントについての企画検討を行うこと。
- ・ 「こころの健康」「生きること」などに関するテーマを設定し、テーマに沿った講師を招聘して勉強会を開催するなど、学びの場を持つこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に配慮した会場を選定するとともにオンラインによる開催などに配慮すること。

(2) 啓発動画の作成及び発信

ア 概要

- ・ 検討会の構成員が主体となって企画した啓発動画を作成すること。
- ・ 取組全体の活動をドキュメント風にまとめた動画を作成すること。

- ・ 作成した啓発動画については、SNS などを活用して、県内の若年層（40 歳未満）に向けて、広く発信すること。

イ 作成本数、動画再生時間

- ・ 動画本数：2 本以上
- ・ 画再生時間：啓発動画（2～3 分程度）
活動まとめ動画（10分程度）

ウ 音響

- ・ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
- ・ なお著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

エ その他

- ・ 動画作成にあたっては、新規の撮影やアニメーション作成を原則とすること。
- ・ 作成する動画は、ウェブページやYouTube、Facebook、Instagramの動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。
- ・ フルHD以上の解像度の動画を作成すること。
- ・ 三重県の自殺予防対策のロゴを活用すること。
- ・ 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、報告等の一切の経費（交通費、報償費、会議費、賃借料等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

(3) 啓発イベントの実施

ア 内容

- ・ 作成した啓発動画を披露するとともに、検討会の参加者や有識者を招き意見交換会あるいはパネルディスカッション等を実施すること。

イ 開催回数及び場所

- ・ 開催回数は、1 回以上とし、場所は、三重県内とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に配慮して、県内の高校性等が参加できるようオンライン配信を行い、多くの者が参加できる仕組みを構築すること

ウ 対象及び周知

- ・ 県内の高校生や大学生を中心として、広く一般県民に周知すること。

エ 参加費用

- ・ 啓発イベントへの参加費用は無料とすること。

4 事業実施スケジュール（目安）

- 令和 3 年 9 月以降 : 検討会の設置・開催
(月 2 回程度の検討会の開催)
- 令和 4 年 2 月頃 : 啓発動画の完成
- 令和 4 年 3 月頃 : 啓発動画の配信・啓発イベントの開催

5 県への提出物報告書及び成果物の提出

(1) 計画書

受託者は、契約締結後速やかに、次に掲げるものを提出すること（様式任意）。

- ① 実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ その他、委託者が必要とする書類

(2) 報告書

受託者は、本委託業務完了の日から起算して10日以内、又は契約終了後日のいずれか早い日までに、次に掲げるものを提出すること。

- ① 実施報告書
- ② 作成した動画の電子媒体

6 その他

(1) 業務遂行

本委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

(3) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(4) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第 27 条及び第28 条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するもので

あると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(5) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより 工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

エ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応するものとする。